しはお済みですか?

代わり児童手当制度が始まりました。中学生 をしてください。 ができます。該当する方は、忘れずに手続き を養育している方は、児童手当を受けること (15歳到達後の最初の3月31日)までの児童 平成24年4月1日から、子ども手当制度に

■手当を受給できる方 中学3年生(15歳到達後の最

初の3月31日)までの児童を養 のうち、所得の高い方が受給者 ※児童を養育している父母など 育している方。 となります

○養育者・児童ともに日本国内 場合があります。 る場合は、手当が受けられる 児童が留学を理由に海外にい に居住していること。ただし、

○父母がともにいない場合は、 きる場合があります。 祖父母などの養育者が受給で

○養育者が単身赴任などで、他 ○児童と別居していても受給で そちらで手続きください。 全員の住民票の提出が必要です。 きることがあります。別途書類 区市町村にお住まいの場合、 (別居監護申立書、児童の世帯

> ○児童福祉施設などに入所して どに支給されます。

○未成年後見人は、父母に準ず なります。 の指定を受けた者が受給者と ている者であって、父母など でいる場合に、国内で児童を として手当を受けられます。 当と考えられるため、受給者 監護し、かつ生計を同じくし る者として取り扱うことが適

○公務員の方は勤務先への申請 となります。

|手続きに必要なもの

請求者の健康保険証の写し

いる児童の手当は、施設長な

○父母などがともに国外に住ん

所得制

15,0

10,0

第1・25

第3子以陰

区分

0歳~3歳未満

3歳以上から

小学校修了前

中学生

てください。

印鑑(認印可) 認定請求書(窓口で交付)

かるもの 請求者名義の金融機関口座のわ

児童手当用所得証明書(転入

上から順に数えます。

月31日が過ぎる前の子を年齢の

写し

川限未満 (月額)	所得制限額以上 (月額)
000円	
子 10,000円	- 0.00H
¥ 15,000円	5,000円
000円	

1子と第2子の手当月額 の人数は、18歳到達後最初の3 ※第3子の判定にあたり、 ※3歳到達後の翌月から、 10000円になります。 、児童 は 第

在留カード 者の方など) (外国籍の方)

0)

支給額

	児童1人あたり)	
児童手当は申請した月の羽	15日以内に申請を出生・転入から	

きなくなります。 出生・転入月の翌月分から手当 数えて15日以内に申請すれば 出生日または転入日の翌日から 後半に出生・転入した場合は、 と、遅れた月分の手当を受給で が支給されます。 分から支給となりますが、月の **手当は申請した月の翌月**

が必要となります。 ないよう、認定請求書を提出し まずは、手続きが遅れることの ※必要書類がそろわなくても があった場合には、 また、世帯の状況などに変更 申請・届出

ない月が生じた場合でも、さかの ぼって支給することはできません。 ※手続きが遅れ、手当が支給され ■手当の支給について

偶者の口座には振り込めませ の口座に振り込みます(子・配 次のとおり、支給日に受給者

■所得制限(別表) 単位:万円		
扶養親族 等の数	所得制限 限度額	収入額の 目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

※扶養親族等とは、所得税法に 規定する控除対象配偶者および

があります。 場合には、支払いが遅れること た場合や、書類に不備があった ん)。ただし、 支給予定日 10 月 10 日 6 月 10 日 認定請求が遅れ 支給対象月 6~9月 2~5月 扶養親族のことを表します。

現況届 (更新手続)

26年2月10日

10月~26年1月

申請が遅れる

出がお済みでない方は、至急お も福祉課から、現況届を各家庭 要件を満たしているかどうかを 手続きください。 に郵送していますので、 き続き、手当を受給するための 況届」を提出していただき、引 審査します。 該当者には、こど 毎年6月、受給者の方から「現 まだ提

きず、未提出のまま2年経過する 分以降の手当を支給することがで と受給資格がなくなります。 現況届の提出がない場合、6月

伊奈庁舎こども福祉課 2 1 1 (内線1164)

58 問